

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成17年2月9日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 編入される与板町の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。
 - (1) 編入される与板町の農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される与板町の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
 - (2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

3 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。

また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、与板町の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。

議案第 2 4 号参考資料

長岡市・与板町合併に伴う農業委員会の委員の任期等について

委員会の設置数		一つの農業委員会を設置
法 律		農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項
合併特例法の適用条文		市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項及び第 2 項
委員会の名称		長岡市農業委員会
区域の概要	区 域	全市域
	区域面積	5 4, 5 9 4 h a
	農地面積	1 2, 2 1 9 h a
	農家戸数	8, 8 1 1 戸
合併特例法 適用期間	選挙委員数	4 2 人（長岡市の選挙委員 4 0 人＋編入される与板町選挙委員で互選による 2 人）
	選任委員数	1 0 人（長岡市の選任による委員 1 0 人）
	委員数合計	5 2 人
	任 期	合併の日から平成 2 0 年 7 月 1 9 日まで （長岡市の委員の残任期間）
合併後最初に行われる一般選挙から	選挙委員の選挙	任期満了日前 3 0 日以内に選挙
	選挙委員数	4 0 人
	選任委員数	1 0 人（農業協同組合推薦委員 4 人、農業共済組合推薦委員 1 人、土地改良区推薦委員 1 人、市議会推薦委員 4 人を選任）
	委員数合計	5 0 人
	任 期	平成 2 0 年 7 月 2 0 日から 3 年間
	選 挙 区	長岡市 7、与板町 1、計 8 選挙区を設置

